

地方法人課税の

偏在是正について

「当面の問題」シリーズ 116

IV 考察と今後の課題

- ・創設された。具体的には次の改正が行われた。
 - ・法人住民税法人課税率の引下げ
 - ・地方法人課税率の引上げ
 - ・地方法人特別税及び地方
- ・方法人特別譲与税の廃止
- ・法人事業税交付金の創設
- ・地方創生の推進
- ・特区の税制上の支援措置

〈はじめに〉

平成28年度税制改正大綱では、デフレ脱却、経済再生を最重要課題とし、企業収益の拡大と雇用の増加・賃金上昇を目指すことを謳い、また、経済の好循環を地方へも波及させ、東京一極集中から「地方創生」の表現を目指す税制の措置を講ずるとしている。我々税理士が、税制改正で気になるのが法人税や消費税等の国税中心となり、地方税の

改正項目についてはなかなか関心が向かない。また、法人税や消費税の申告書の中に「地方法人税」や「地方消費税」が組込まれ、事業税の中に「地方法人特別税」を設け、別計算させ、納付書まで別に書くのか疑問に感じていた。そこで、このコラムを執筆するにあたり地方税の税制構造と政府が考える地方税のあり方について税制改正を通じて考えてみたい。

I 地方法人課税の偏在税制について

地方公共団体の事業として、経常的な事務が多く、福祉、教育、治安、インフラの維持管理のため、景気に左右されない安定的な税体系が求められている。地方がそれなりの活力を持ち、一定程度維持できる取り組みが必要となる。言い換えれば、地方財源の確保が重要であり、これが出来ないとい国税負担となってしまつ。地方交付税という世界に冠たる財政調整制度はあるが、出来るかぎり地方税の中で地方自治を行うこ

II 地方交付税制度について

地方交付税は、本来地方の税収入とすべくであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する。いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(国有財源)という性格をもっている。地方交付税の総額は、所得税・法人税の33・1%、酒税の50%、消費税の22・3%、地方法人税の全額とされている。また事業税の中に地方法人特別税を設け国税化し、地方交付税としている。

III 地方法人課税における偏在是正に向けた今年度の改正

地方創生を推進するため、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。地方税において基幹的な税目である法人二税は地方税収全体に占める割合が大きいが、法人の所得を中心に課税されることなどから、利益を上げていく法人への税源の偏在がみられるところである。

を地域別に捉えるのでなく、国全体を一つと考え、国民に等しく必要財源が行き渡ることに、日本国全体の発展へ繋げる制度と言える。

- ・各団体の普通交付税額
- ・基準財政需要額
- ・基準財政収入額
- ・財源不足額
- ・基準財政需要額÷単位費用(法定)×測定単位(人口)×補正係数(寒冷補正等)
- ・基準財政収入額÷標準的収入見込額×基準税率(7%)

今年度の税制改正で、法人住民税率の減少と地方法人課税率の増加は、企業の税負担は変わらないとしても、地方創生を第一義とするのであれば、法人住民税率は減少させず、法人・消費税の中の地方交付税に配布する割合を上げるべきだと考える。

法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大の改正については、改正の趣旨としては、広く薄く税負担を求めるところとして、赤字企業にとってみれば税負担が一気に増えることになり、経済成長にブレーキをかけないか心配するところである。また、外形標準課税対象法人に該当している法人が、資本金を減算し適用対象法人から外れた企業もあると聞く。

この点については、中小企業に適用対象が及ばないようにつしなからも、適用範囲を慎重に検討し見直す必要があると思う。取れるところから取る、困ったときの大企業頼みではこの国の租税のあり方に疑問が生じることになりかねない。租税

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

月額 **12,800円**(税抜)

(ソフト保守料・電話サポート込み)

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人